

国民年金保険料の納付が困難な場合は各種制度をご利用ください

国民年金保険料の納付方法は、納付書、口座振替、クレジットカード払いから選択できます。

国民年金の保険料を納めることが困難な方に免除又は猶予制度があります。保険料が未納のままだと、老後の年金や、障害年金等の受給資格が得られない場合があります。納付に困ったら、お早めにご相談ください。

●各種制度を利用するためには申請が必要ですよ

令和4年度分の免除申請は7月から受付します。過年度分については、申請日から2年1カ月遡って申請することができます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方が申請できる期間は、令和2年2月分からです。

①申請免除

本人・配偶者・世帯主の所得に応じて全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除ができます。

②納付猶予

50歳未満の本人と配偶者の所得が一定以下の方は、保険料の納付を猶予できます。

③学生納付特例

本人の所得が一定以下の学生は、在学期間中の保険料の納付を猶予できます。

●免除・猶予・特例は、未納より有利です

免除等を申請した期間が承認されれば、年金を受給するための資格期間に反映されます。なお、免除が承認された期間には、減額はあるものの老齢基礎年金にも反映されます。

●免除や猶予が承認された方は、追納をおすすめします

生活にゆとりができた場合、10年以内なら、追納することによって老齢基礎年金を満額に近づけることができます。ただし、追納額は当時の保険料に一定の加算割合が追加されます。

●申請に必要なもの

- ・マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード・通知カード等）
- ・本人確認書類
- ・離職票等の写し（失業等により免除申請される方）
- ・在学証明書又は学生証（学生納付特例制度の申請をされる方）

※新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方は、窓口で所得の申立書の記入が必要です。

※本人以外が申請される場合は委任状のほか、代理人の本人確認書類が必要になります。

▼問合せ

名古屋西年金事務所

☎052・524・6855

住民課住民・年金グループ

☎28・0966（直通）

Info 雨水貯留施設（浄化槽転用）を設置された方へ

浄化槽から下水道切替工事を行った際に、雨水を貯める施設として転用し、雨水を有効利用されている方へお知らせします。台風等、大雨が降る予報が出された際には、あらかじめ施設に貯留されている水を排水してください。降雨の前に、施設内の水を抜くことにより、浸水被害軽減の効果を発揮しますので、皆様のご協力をお願いします。

▼問合せ 建設課下水道グループ

☎28・0940

Info 健全な財政状況を維持

新地方公会計制度に基づき、令和2年度決算における財務4表を作成し、本町の財政状況を検証したところ、各数値はともに健全であるという結果となりました。

今後自主財源の確保や町有資産の有効活用にも努め、引き続き健全な財政運営を行います。詳細な分析結果は町ホームページで公表しています。

▼問合せ 総務課総務・財政グループ

☎28・6003

Info 志水なかよし会の利用案内

志水なかよし会は、夏休み期間中に若干の空きがあります。ご利用を希望される方は、お問い合わせください。志水小学校以外の方もご利用できます。

Info 問合せ 子ども応援課子ども応援グループ ☎28・0936

ブロック塀の点検をしましょう

危険なブロック塀等は、地震発生時に倒壊して、人命を奪う可能性があります。次の項目により自己点検を行ってください。

- ・高さが2mを超える（厚さ15cm以上であれば、2.2m）
- ・厚さが10cm未満である
- ・傾きがある
- ・透かしブロックが連続で配置してある
- ・ぐらつきがある
- ・亀裂や目地割れがある
- ・鉄筋が入っていない
- ・コンクリート基礎がない

・高さが1.2mを超えている場合、控壁がない

1つでも当てはまるものがあれば、安全対策が必要と考えられます。まずは、建築士やブロック塀診断士等の専門家へご相談ください。町では、道路や公共施設に面したブロック塀等を撤去する場合の補助制度（上限10万円）を用意しています。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ

☎28・0944